



働く人のための相談窓口

■労働問題全般についての相談は

労働問題などに関わる労使関係、労働福祉など労働問題全般に関することは、**しごと相談・支援センター**または熊本労働局総合労働相談コーナーなどにご相談ください。

名 称	所 在 地	電話番号
熊本県しごと相談・支援センター “くまジョブ”	〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル1階	(労働相談窓口) 096-352-3613
熊本労働局総合労働相談コーナー	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 雇用環境・均等室内	096-312-3877
熊本総合労働相談コーナー	〒862-8688 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎 熊本労働基準監督署内	096-206-9829
八代総合労働相談コーナー	〒866-0852 八代市大手町2-3-11 八代労働基準監督署内	0965-32-3151
玉名総合労働相談コーナー	〒865-0016 玉名市岩崎273 玉名労働基準監督署内	0968-73-4411
人吉総合労働相談コーナー	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1 人吉労働基準監督署内	0966-22-5151
天草総合労働相談コーナー	〒863-0050 天草市丸尾町16-48 天草労働基準監督署内	0969-23-2266
菊池総合労働相談コーナー	〒861-1306 菊池市大琳寺236-4 菊池労働基準監督署内	0968-25-3136

■労働条件、安全衛生、労災保険についての相談は

労働時間、賃金などの労働条件や安全・衛生、労災保険に関することは、近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

労働基準監督署は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などに基づく最低労働条件や労働災害防止のための基準が守られているかどうかを監督するほか、労働災害の補償業務などを行っており、労働局がそれを総括しています。

名 称	電話番号	管 轄 区 域
熊本労働局労働基準部 監 督 課	096-355-3181	
// 健康安全課	096-355-3186	
// 労災補償課	096-355-3183	
// 賃 金 室	096-355-3202	
熊 本 労 働 基 準 監 督 署	096-362-7100	熊本市（北区植木町を除く）、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡
八 代 労 働 基 準 監 督 署	0965-32-3151	八代市、八代郡、水俣市、葦北郡
玉 名 労 働 基 準 監 督 署	0968-73-4411	荒尾市、玉名市、玉名郡
人 吉 労 働 基 準 監 督 署	0966-22-5151	人吉市、球磨郡
天 草 労 働 基 準 監 督 署	0969-23-2266	天草市、上天草市、天草郡
菊 池 労 働 基 準 監 督 署	0968-25-3136	山鹿市、菊池市、菊池郡、阿蘇市、阿蘇郡、合志市、熊本市のうち北区植木町

■性別による差別的取扱い、セクハラや育児・介護休業、妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント、パートタイム労働者・有期雇用労働者の均等・均衡待遇などについての相談は

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法などに関することは、熊本労働局雇用環境・均等室にご相談ください。

名 称	所 在 地	電話番号
熊本労働局雇用環境・均等室	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865

■パートタイムで働きたいときの相談は

パートタイムで働きたい人は、P51に掲載している「公共職業安定所」にご相談ください。

■職業に必要な知識・技術・技能を身につけたいときの相談は

高等技術専門学校や技術短期大学校などでは、職業に必要な知識や技術・技能を身につけるために、職業訓練や技術訓練を行っています。なお、高等技術専門学校では、障がい者の方の職業訓練も行っています。

名 称	所 在 地	電話番号
熊 本 県 労 働 雇 用 創 生 課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2344
熊 本 県 立 技 術 短 期 大 学 校	〒869-1102 菊池郡菊陽町原水4455-1	096-232-9700
熊 本 県 立 高 等 技 術 専 門 校	〒861-4108 熊本市南区幸田1-4-1	096-378-0121
熊 本 県 産 業 技 術 セ ン タ ー	〒862-0901 熊本市東区東町3-11-38	096-368-2101
ポリテクセンター熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3	096-242-0391
ポリテクセンター荒尾	〒864-0041 荒尾市荒尾4409	0968-62-0179
熊 本 県 職 業 能 力 開 発 協 会	〒861-2202 上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-285-5818

■職業訓練等に関する情報は **熊本労働局 職業訓練**

検 索

職業訓練の応募方法などの詳細については、各ハローワーク職業訓練担当へお問い合わせください。

■労使紛争のあっせんについての相談は

労働者と使用者との間で起きたトラブルの自主解決が難しい場合、話し合いにより解決のお手伝いをする「あっせん制度」があります。手続きは簡単で費用もかかりません。詳しくは労働委員会にご相談ください。

名 称	所 在 地	電話番号
熊 本 県 労 働 委 員 会	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2753

また、労働者個人と使用者との間の紛争については、裁判官と労働者・使用者から選ばれた労働審判員による労働審判制度もあります。制度の内容、申立てについては、地方裁判所にお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電話番号
熊 本 地 方 裁 判 所	〒860-8513 熊本市中央区京町1-13-11	096-241-8946

労使関係において紛争が生じた場合は、紛争の相手方に助言を行うほか、専門家委員により話し合いを行い、紛争当事者間の主張を調整（あっせん）することにより解決を図ります。

詳しくはP48に掲載している「総合労働相談コーナー」にご相談ください。

■就職についての相談は

仕事を探したい時、人を雇いたい時は、近くの公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。無料での職業の相談・紹介、雇用保険の失業給付事務なども行っています。

名 称	電話番号	管 轄 区 域
熊 本 公 共 職 業 安 定 所	(代)096-371-8609	熊本市(北区植木町、南区富合町、南区域南町を除く)
上 益 城 出 張 所	(代)096-282-0077	上益城郡、阿蘇郡西原村
八 代 公 共 職 業 安 定 所	(代)0965-31-8609	八代市、八代郡
菊 池 公 共 職 業 安 定 所	(代)0968-24-8609	菊池市、山鹿市、合志市、菊池郡、熊本市のうち北区植木町
玉 名 公 共 職 業 安 定 所	(代)0968-72-8609	玉名市、荒尾市、玉名郡
天 草 公 共 職 業 安 定 所	(代)0969-22-8609	天草市、上天草市、天草郡
球 磨 公 共 職 業 安 定 所	(代)0966-24-8609	人吉市、球磨郡
宇 城 公 共 職 業 安 定 所	(代)0964-32-8609	宇土市、宇城市、下益城郡、熊本市のうち南区富合町、南区域南町
阿 蘇 公 共 職 業 安 定 所	(代)0967-22-8609	阿蘇市、阿蘇郡(西原村を除く)
水 俣 公 共 職 業 安 定 所	(代)0966-62-8609	水俣市、葦北郡

ジョブカフェくまもと	096-382-5451	キャリア・カウンセリングコーナーでは、カウンセラーに就職に関する相談ができます。 詳しくは65ページをご覧ください。
熊本ヤングハローワーク	096-385-8240	新規学卒者を含む概ね35才未満の若年者の方を対象に就職に関する相談及び新規学校卒業予定者対象求人への受理を行っています。
若 者 チ ャ レ ン ジ ホ ッ ト ラ イ ン	096-387-1331	祝日を除く月～金9:00～17:00に電話による相談を受け付け、面接相談は、ジョブカフェくまもと内で行います。（若者しごとカウンセラーが対応）

ジョブカフェやつしろ	0965-33-3756	県南広域本部内 利用時間 祝日を除く月～金 9:00～17:00 就職相談、マッチング支援等を行っています。（予約制）
ジョブカフェ・宇 城ランチ	0964-32-1529	宇 城 地 域 振 興 局 内
ジョブカフェ・玉 名ランチ	0968-74-1125	玉 名 地 域 振 興 局 内
ジョブカフェ・鹿 本ランチ	0968-44-7520	鹿 本 地 域 振 興 局 内
ジョブカフェ・菊 池ランチ	0968-25-4645	県 北 広 域 本 部 内
ジョブカフェ・阿 蘇ランチ	0967-22-8178	阿 蘇 地 域 振 興 局 内
ジョブカフェ・上益城ランチ	096-282-1013	上 益 城 地 域 振 興 局 内
ジョブカフェ・芦 北ランチ	0966-82-3123	芦 北 地 域 振 興 局 内
ジョブカフェ・球 磨ランチ	0966-22-0555	球 磨 地 域 振 興 局 内
ジョブカフェ・天 草ランチ	0969-22-4226	天 草 広 域 本 部 内

く ま ジ ョ ブ		
熊 本 県 し ご と 相 談・ 支 援 セ ン タ ー	096-351-0500(代)	同一施設内で無料職業紹介や相談業務等を行っています。 詳しくは63ページをご覧ください。
熊 本 県 地 域 共 同 就 職 支 援 セ ン タ ー	096-211-1233	
わかもの支援コーナー		
マザーズハローワーク熊本	096-322-8010	

■社会的自立に向けた悩みや不安の相談は

ニートなどの若者（15歳～39歳）やその家族の方で、「働きたいけれど、どうしたらよいのかわからない」「働きたいけど、自信が持てず一歩が踏み出せない」など、就労の意志はあるものの様々な悩みや不安をかかえている方は、若者サポートステーションにご相談ください。キャリアカウンセラーや臨床心理士などがそれぞれの状況にあった支援プログラムを作成し、就職までをフォローします。※令和2年度から49歳まで対象を拡大しております。

また、家族向けセミナーなども開催していますので、ぜひご利用ください。

名 称	所 在 地	電話番号
くまもと若者サポートステーション	〒862-0904 熊本市東区栄町2-15 県営健軍団地1階 ホームページ http://kumamoto-saposute.jp/	096-365-0117
たまな若者サポートステーション	〒865-0064 玉名市中48-4 ホームページ http://tamanasapo.jpn.org/	0968-74-0007
若者サポートステーションやつしろ	〒866-0852 八代市大手町2-1-13-2F B号 ホームページ http://www.saposute-yatushiro.com/	0965-37-8739

■熊本へUターン就職したいときの相談は

熊本へUターン就職したい方の窓口として、「熊本県U I J ターン就職支援センター」を東京・大阪・福岡・熊本の4ヶ所に設置しています。センターではアドバイザーが就職に向けた相談対応や就職に役立つ情報提供を行っています。

ホームページ <http://kuma-turn.jp>

熊ターン

検索

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東京窓口	〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内	090-1657-8412
大阪窓口	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階 熊本県大阪事務所内	080-5853-7832
福岡窓口	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡11階 熊本県福岡事務所内	080-5853-7821
熊本窓口	〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル1階 くまジョブ 熊本県しごと相談・支援センター内	0120-827-867

■仕事に関する総合的な情報は

「ワンストップジョブサイトくまもと」 <https://kumamoto.onestop-job.jp/>

障がい者の就職についての相談は

障がい者の方の就職については、障害者就業・生活支援センターにご相談ください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
熊本障害者就業・生活支援センター (くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」)	〒862-0959 熊本市中央区白山2-1-1 白山堂ビル1階	096-288-0500
熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」	〒866-0831 八代市萩原町2-7-2	0965-35-3313
熊本県北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」	〒861-1331 菊池市隈府469-10	0968-25-1899
熊本県有明障害者就業・生活支援センター「きすな」	〒865-0064 玉名市中1935-1	0968-71-0071
熊本県天草障害者就業・生活支援センター	〒863-0001 天草市本渡町広瀬99-1	0969-66-9866
熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センター「みなよし」	〒867-0043 水俣市大黒町2-3-18 エムズシティ4階	0966-84-9024

健康保険・厚生年金保険・国民年金についての相談は

健康保険・厚生年金保険・国民年金に関することは、各年金事務所にご相談ください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
熊本東年金事務所	〒862-0901 熊本市東区東町4-6-41	096-367-2503
熊本西年金事務所	〒860-8534 熊本市中央区千葉城町2-37	096-353-0142
八代年金事務所	〒866-8503 八代市萩原町2-11-41	0965-35-6123
本渡年金事務所	〒863-0033 天草市東町2-21	0969-24-2112
玉名年金事務所	〒865-8585 玉名市松木11-4	0968-74-1612

※熊本西年金事務所の「健康保険・厚生年金保険」の部署は熊本東年金事務所に集約されています。



関係法令について詳しく知りたい場合は厚生労働省のホームページへ、HP アドレス <http://www.mhlw.go.jp/> →所管の法令、告示・通達等→厚生労働省法令データベースサービス、法令検索、目次（体系）検索へ⇒

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事は、私たちの暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。また、家事・育児・ご近所との付き合いなども暮らしには欠くことができないものであり、その充実があつてこそ、私たちの生きがい、喜びは倍増することになります。しかし、現実の社会では、たくさんの人たちが仕事と生活の間で問題を抱えているのが現状です。

一方、中長期的な視点でみると、少子高齢化、それに連なる労働力不足の問題が指摘される中で、働く意欲と能力のあるすべての人に対して、働きやすく働きがいをもてるような環境を整えることは、優秀な人材の確保・定着につながり、このことは企業の成長、さらにはわが国の活力維持につながるものです。

このように、仕事と生活を調和させるということは、住民レベルにおいても、国家レベルにおいても、重要な課題となっています。このため、産業界、労働界、行政が手を携えて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、様々な取り組みが行われています。

■関係法令

○労働基準法（抜粋）【⇒第5編労働基準→第1章労働基準】

労働基準法は、労働関係の法律の中でも最も基本的な法律です。昭和22年の施行以来、わが国の労働関係の近代化と労働条件の改善、向上に大きな役割を果たしてきました。

（労働条件の原則）

第1条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないこととはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（労働条件の決定）

第2条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

- 2 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に
各々その義務を履行しなければならない。

(男女同一賃金の原則)

第4条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(この法律違反の契約)

第13条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による。

○労働安全衛生法（抜粋）【⇒第5編労働基準→第3章安全衛生】

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、職場での労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的として制定されています。

そして、法律の目的をより一層推進するため、過重労働・メンタルヘルス対策としての医師による面接指導制度の実施、事業主による自主的な安全衛生活動促進のための危険性・有害性の調査の努力義務などが規定されています。

(事業者等の責務)

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

※事業者は、最低基準を守ることにとどまらず、それ以上の積極的な努力が期待されるわけであり、それを事業者の責務として規定したものです。

第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

※事業者の災害防止の措置が最も重要であることは当然のことですが、職場の安全衛生というものは、その性質上労働者自身も積極的に守るべきところはしっかり守るという姿勢がなければ、万全とはいえません。

○労働組合法（抜粋）【⇒第13編労政→第1章労政】

労働者と使用者との関係は、本来、一方が労働力を提供し、これに対価（賃金）を支払うという対等な立場ですが、その対価を生活の糧とする労働者の立場は弱くなりがちで、不平等・不自由な関係を強いられることがあります。

そこで、労働者が労働条件の向上等を使用者に求める手段として、労働者が労働組合を組織する**団結権**、使用者と話し合いをする**団体交渉権**、話し合いが成立しなかった場合ストライキ等ができる**争議権**が日本国憲法で認められています（憲法第28条）。

労働組合とは、「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持・改善や経済的地位の向上を目的として組織する団体」、すなわち、労働者が自分たちの手で自分たちの権利も守るために作る団体です。

労働組合法は、労働組合の結成や団体交渉等を保護することを目的とした法律です。

（目 的）

第1条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手段を助成することを目的とする。

（交渉権限）

第6条 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

※この他に、労働組合法では、使用者の不当労働行為による解雇の禁止・制限（第7条）や集団的労使間の紛争を取り扱う労働委員会についての規定（第19条～第27条の26）などが定めてあります。

○労働関係調整法（抜粋）【⇒第13編労政→第1章労政】

労働関係調整法は、労働者と使用者との間の労働関係の公正な調整、労働争議の予防または解決を目的としています。争議の解決に必要な「あっせん」、「調停」、「仲裁」などについて定めてあります。

(目 的)

第1条 この法律は、労働組合法と相まって、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与することを目的とする。

(政府の責任)

第3条 政府は、労働関係に関する主張が一致しない場合に、労働関係の当事者が、これを自主的に調整することに対し助力を与え、これによって争議行為をできるだけ防止することに努めなければならない。

労働三法

個々の労働者と使用者に関する法律の中心となる「労働基準法」、集団の労働者と使用者に関する法律の中心となる「労働組合法」、労働組合法と互いに作用しあつて労働組合など集団の労働者と使用者の間の調整を目的とする「労働関係調整法」の3つの法律を労働三法といいます。

○男女雇用機会均等法（抜粋）【⇒第8編雇用均等・児童家庭→第1章雇用均等・児童家庭】

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、働く人が性別により差別されことなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境整備などを推進することを目的としています。配置・昇進等における性別を理由とした差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産等に関するハラスメント対策や母性健康管理の措置などについて定めています。

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 1 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 2 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 3 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 4 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条の2 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

○育児・介護休業法（抜粋）【⇒第8編雇用均等・児童家庭→第1章雇用均等・児童家庭】

正式には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といい、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することを目的としています。

(育児・介護休業法で定められている制度)

1 育児休業制度

労働者(日々雇用される者を除く。以下同じ)は、事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで(両親共に育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヵ月に達するまで)の間(必要と認められる一定の場合には、子が1歳6ヵ月に達するまで)、育児休業を取得することができます。1歳6か月以降も保育園に入れないなどの場合には、育児休業期間を最長2歳まで延長することができます。

※一定の要件を満たせば有期契約労働者も対象

2 介護休業制度

労働者は、事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、通算93日まで、3回を上限として介護休業を分割して取得することができます。

※一定の要件を満たせば有期契約労働者も対象

その他、子の看護休暇、介護休暇の制度や、短時間勤務等の措置、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限、紛争解決援助制度などについて定められています。

○パートタイム・有期雇用労働法（抜粋）

【⇒第8編雇用均等・児童家庭→第1章雇用均等・児童家庭】

正式名称は「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といいます。

同一企業内における通常の労働者とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、働き方改革関連法が平成30年7月に公布され、同法による改正後のパートタイム・有期雇用労働法が2020年4月に施行されました。(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月)

※この法律で短時間労働者とは1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べ短い労働者、有期雇用労働者は事業主と期間のある契約を締結している労働者と定義されています。

パートタイマー、アルバイト、臨時社員、契約社員など様々な呼ばれ方をしていますが、この定義にあてはまれば、法の適用を受けます。

・労働条件の文書交付等（第6条）

事業主はパートタイム・有期雇用労働者を雇い入れたときは速やかに「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」「相談窓口」を文書の交付などにより明示しなければならない。

・不合理な待遇差の禁止（第8条）

事業主はその雇用するパートタイム・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇について、その待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、職務の内容、人材活用の仕組みや運用、その他の事情のうち、その待遇の性質及びその待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して不合理と認められる相違を設けてはならない。

・差別的取扱いの禁止（第9条）

事業主は、職務の内容、人材活用の仕組みや運用などが通常の労働者と同一のパートタイム・有期雇用労働者については、パートタイム・有期雇用労働者であることを理由として差別的取扱いをしてはならない。

・通常の労働者への転換の推進（第13条）

事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用するパートタイム・有期雇用労働者について、次のいずれかの措置を講じなければならない。

- ①通常の労働者を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパートタイム・有期雇用労働者に周知する。
- ②通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム・有期雇用労働者にも応募する機会を与える。
- ③パートタイム・有期雇用労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設ける。
- ④その他通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずる。

・事業主が講ずる措置の内容についての説明義務（第14条）

事業主はパートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時は、速やかに、実施する雇用管理改善の措置の内容（賃金制度、教育訓練、福利厚生、正社員転換制度）の内容を説明しなければならない。

事業主はパートタイム・有期雇用労働者から求められたとき、第6条から第13条までの規定の措置の内容について、また、短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間の待遇の相違の内容及びその理由について説明をしなければならない。

・相談のための体制（第16条）

事業主はパートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関しその雇用するパートタイム・有期雇用労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

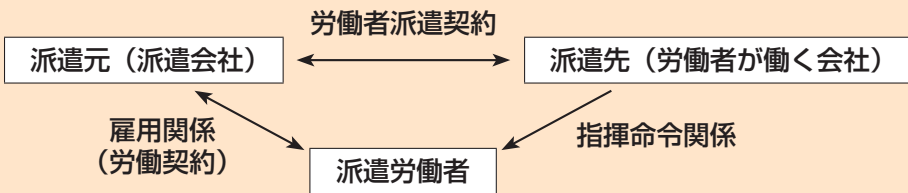
◆労働保護法令の遵守

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法などは原則としてパートタイム労働者にも適用されるので、使用者はこれらの法律を守らなければなりません。

○労働者派遣法（抜粋）【⇒第6編職業安定→第1章職業安定】

正式には「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」といい、略して「労働者派遣法」と呼ばれます。（昭和61年7月施行、平成24年4月法律題名の改正）

労働者派遣とは、派遣会社（「派遣元」といいます。）と雇用関係にある労働者が、別の会社（「派遣先」といいます。）に派遣され、派遣先の会社の指揮命令を受けて働くことをいいます。派遣元会社と派遣先会社との間では労働者派遣契約が結ばれます。



労働者派遣法は、労働者派遣が複雑な労働形態となっていることから、派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため制定された法律です。

（目 的）

第1条 この法律は、職業安定法と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

◆労働者派遣就労の形態

①登録型

労働者は派遣元に氏名や可能な業務を登録しておき、仕事が発生したときに、その期間（派遣期間）だけ派遣元と雇用契約を結び、派遣先で働きます。

②常用型

労働者は派遣元と常用の雇用関係を結んでいる状態で、派遣先で働きます。

◆派遣元と派遣先の責任

- ①派遣元——賃金、労働時間そのものの契約に関する事項
 - 賃金（割増賃金を含む）
 - 変形労働時間の定め、時間外・休日労働の協定・届出
 - 年次有給休暇、産前産後休業
- ②派遣先——労働時間の管理に関する事項
 - 労働時間、休憩、休日、深夜業
 - 育児時間
 - 生理休暇

◆労働者派遣事業を行うことができない業務

以下の業務については、適用除外業務のため派遣労働が認められていません。

- ①港湾運送業務
- ②建設業務
- ③警備業務
- ④病院等における医療関連業務（一部を除く） など



“くまジョブ”

ハローワークと一体となってワンストップサービス

「くまジョブ」とは、県と国が連携して就業支援に取り組む施設の愛称です。

県の「熊本県しごと相談・支援センター」と国の「熊本県地域共同就職支援センター」「マザーズハローワーク熊本」「わかもの支援コーナー」がワンフロアに設置されています。しごと探しのカウンセリングから就職後の支援までを1ヶ所で提供し、求職者一人ひとりに対応したきめ細かな支援を行います。

熊本県しごと相談・支援センター

◇キャリアカウンセリング

専門のキャリアカウンセラーが、じっくりお話を伺い、お一人おひとりの就職段階に応じたアドバイスを行います。応募書類や面接のアドバイス、職業適性検査も受けられます。

【利用時間・お問い合わせ】

(月～金) 9:00～17:00 (土) 10:00～17:00 ※ご利用受付は16:30まで
TEL 096-352-0895 <予約優先>

◇生活相談

仕事探しに付随する保育・子育て情報、介護サービス、公営住宅、生活資金、年金などの生活に関するご相談に、専門の相談員が助言します。必要に応じて、関係機関につなぐお手伝いをします。

【利用時間・お問い合わせ】

(週1日/木) 13:00～17:00 ※ご利用受付は16:30まで
TEL 096-351-0500

◇労働相談

アルバイトに関することなど、学生さんのご相談もお受けします。

解雇や賃金などの労働条件に関することや、職場でのトラブルなど労使双方からの様々な相談に、専門の相談員が中立的立場から助言します。

【利用時間・お問い合わせ】

(月～金) 9:00～19:00 (土) 10:00～17:00 ※ご利用受付は終了時刻の30分前まで
TEL 096-352-3613

熊本県地域共同就職支援センター

※日曜日、祝休日及び年末年始は休み。

求人情報などの提供と職業相談・紹介を行っています。求人検索コーナーもご利用いただけます。

【利用時間・お問い合わせ】

(月～金) 10:00～19:00 (土) 10:00～17:00 ※相談・紹介の受付は終了時刻の30分前まで
TEL 096-211-1233

わかもの支援コーナー

※日曜日、祝休日及び年末年始は休み。

正規雇用を目指すフリーターへの就職支援を専門的に行っています。弁護士による多重債務相談や臨床心理士による心の健康相談も行っています。

【利用時間・お問い合わせ】

(月～金) 10:00～19:00 (土) 10:00～17:00 ※相談・紹介の受付は終了時刻の30分前まで
TEL 096-211-1233

マザーズハローワーク熊本

※日曜日、祝休日及び年末年始は休み。

子育てをしながら就職を希望している方に対して、子ども連れで来所しやすい環境（キッズコーナー）を整備し、就職支援を行っています。

【利用時間・お問い合わせ】

(月～金) 9:00～17:30 TEL 096-322-8010

【住所】 熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル1階

※日曜日、祝休日及び年末年始は休み。

「水道町電停」「水道町バス停」下車、水道町
交差点から徒歩3分(白川公園200m手前)

くまジョブ

検索

自分に合った仕事発見のご相談は“ジョブカフェくまもと”へ

～「自分にできる仕事は？」や「就職活動、何から始めたらいいの？」
「仕事をする意欲が持てない…自信がない」そんな若者を応援します。～

若者の働く意欲を支援し、やる気のある若い皆さんの職業的自立を促進することを目標とし、若者を対象とした就職支援などの雇用関連サービスをワンストップ（さまざまなサービスを 1 か所で受けられること）で提供する施設の設置が進められ、その通称が「ジョブカフェ」です。「ジョブカフェくまもと」では、若者やその家族の方からの相談への対応や職業紹介、適性診断、職業訓練の情報提供を行っています。

また、平成 22 年度から、熊本市以外の地域へのサービスを拡充するため、「ジョブカフェやつしろ」を県南広域本部に、その他の各広域本部・地域振興局に「ジョブカフェ・ランチ」を設置し、就職に関する相談、若年者等と企業等のマッチング支援を行っています。

【連絡先】

ジョブカフェくまもと 096-382-5451

ジョブカフェやつしろ 0965-33-3756

ジョブカフェ・ランチ

宇 城 0964-32-1529

玉 名 0968-74-1125

鹿 本 0968-44-7520

菊 池 0968-25-4645

阿 蘇 0967-22-8178

上益城 096-282-1013

芦 北 0966-82-3123

球 磨 0966-22-0555

天 草 0969-22-4226



ジョブカフェくまもと

「ジョブカフェくまもと」とは

概ね35歳未満の方が、セミナーや就職に関する相談から職業紹介などのさまざまな就職支援のサービスをワンストップで受けられる施設で、熊本ヤングハローワーク、くまもと新卒応援ハローワークを併設しています。

「ジョブカフェくまもと」は国、県、熊本県雇用環境整備協会が協力して運営しています。



どんな人が利用できるの？ 利用無料

- おおむね35歳未満の方
- 学生（大学生、短大生、専門学校生、高校生など）
- 保護者の方
- 学校の進路指導担当の先生方

熊本市中央区水前寺1丁目 4-1 水前寺駅ビル2階

TEL.096-382-5451

ジョブカフェセミナー、キャリアカウンセリング等のご利用に関するお問い合わせ

- 月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
- 利用時間
8時30分～17時15分



若い方の「働くこと」を
お手伝いします

ジョブカフェくまもとの
最新情報はコチラから

LINE
公式アカウント



twitter



ジョブカフェ
公式HP



仕事で悩んだ時、 誰かに相談してみませんか？

*仕事を続けるために

労働問題など、お仕事で困った時の相談は*

熊本労働局

総合労働相談コーナー ☎096-312-3877

●利用時間 月～金曜 8:30～17:15(年末年始、祝日を除く)

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 総務部 企画室内

※県内の各労働基準監督署でも相談できます。

くまジョブ

熊本県しごと相談・支援センター(労働相談コーナー) ☎096-352-3613

●利用時間(受付時間は、終了時間の30分前まで)

月～金曜 9:00～19:00 土曜 10:00～17:00(年末年始、祝日を除く)

熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル1階

*仕事を辞める前に

キャリアカウンセリングを受けて頭と心の整理をしましょう*

ジョブカフェくまもと ☎096-382-5451

●利用時間 月～金曜 8:30～17:15(年末年始、祝日を除く)

熊本市中央区水前寺1-4-1 水前寺駅ビル2階

メール相談

<https://www.jobcafe-kumamoto.com/maillsoudan>

就職に関する相談をメールにて受け付けています。



若者チャレンジホットライン

☎096-387-1331

●利用時間 月～金曜 9:00～17:00(年末年始、祝日を除く)

今の仕事についてや、仕事に就く意欲や勇気が持てないという若者はもちろん、
そのご家族方等のご相談を若者しごとカウンセラーが電話にて対応しています。

熊本ヤングハローワーク ☎096-385-8240

●利用時間 月～金曜 8:30～17:15(年末年始、祝日を除く)

※P51に掲載している各地域振興局内のランチ、ジョブカフェやつしろ
でも相談できます。